

教育本部専門委員及び技術員選出要領

第1条 この要領は、教育本部規程第3条第3項に基づき、専門委員、技術員の選出に関し、必要な事項を定める。

第2条 教育本部専門委員の区分は、スキー専門委員、スノーボード専門委員、安全対策専門委員、クロスカントリー専門委員とする。

第3条 技術員の区分は、スキー技術員、スノーボード技術員、スキーパトロール技術員とする。

第4条 推薦に係る人数の算出は、改選期の前年度末の、検定員資格を除く教育関係資格登録者数を基準とする。

第5条 専門委員の各ブロックの定数は、次に掲げるとおりとし、各ブロックから推薦された候補者中より選任する。

(1) 専門委員は、各ブロック9名（スキー専門委員、スノーボード専門委員、安全対策専門委員を各1名以上含める）以内とする。ただし、学連ブロックは1名とする。

(2) 登録者数が3,000名を超えるブロックは、500名に1名の割合で増員することができる。

(3) 必要がある場合は、理事会推薦の専門委員を置くことができる。

第6条 技術員の各ブロックの定数は、次に掲げるとおりとし、各ブロックから推薦された候補者中から選任する。

(1) スキー技術員の各ブロックの定数は、スキー指導員及びスキー準指導員等の総数を基準とし、50名に1名の割合で算出した人数を目安とする。ただし、スキー指導員及びスキー準指導員の総数が50名に満たない加盟団体においては、1名を推薦することができる。

(2) スノーボード技術員の各ブロックの定数は、スノーボード指導員及びスノーボード準指導員の総数を基準とし、50名に1名の割合で算出した人数を目安とする。ただし、スノーボード指導員及びスノーボード準指導員の総数が50名に満たない加盟団体においては、1名を推薦することができる。

(3) スキーパトロール技術員の各ブロックの定数は、スキーパトロールの総数を基準とし、50名に1名の割合で算出した人数を目安とする。ただし、スキーパトロールが50名に満たない加盟団体においては、1名を推薦することができる。

第7条 専門委員及び技術員の推薦要件資格は次のとおりとし、その資格が推薦時に有効な者とする。

(1) スキー専門委員は、スキー指導員及びスキーA級検定員

(2) スキー技術員は、スキー指導員及びスキーA級検定員又はスキーB級検定員

(3) スノーボード専門委員は、スノーボード指導員及びスノーボードA級検定員

(4) スノーボード技術員は、スノーボード指導員及びスノーボードA級検定員又はスノーボードB級検定員

(5) 安全対策専門委員は、以下の①又は②とする。

① スキーパトロール、スキー指導員及びスキーA級検定員

② スキーパトロール、スノーボード指導員又はスノーボード準指導員及びスノーボード検定員

(6) スキーパトロール技術員は、以下の①又は②とする。

- ① スキーパトロール、スキー指導員又はスキー準指導員及びスキー検定員
- ② スキーパトロール、スノーボード指導員又はスノーボード準指導員及びスノーボード検定員

(7) クロスカントリースキー専門委員は、クロスカントリースキー指導員

2 前項の専門委員に推薦する場合は、推薦時において満65才以下とする。

3 同条第1項及び第2項について、教育本部理事会が特に認める者については、この限りではない。

第8条 この要領の改廃は、教育本部理事会の議決による。

昭和58年8月	改訂
昭和61年5月	改訂
昭和61年8月	改訂
平成2年11月	改訂
平成4年4月	改訂
平成5年6月26日	改正
平成6年6月17日	改正
平成10年10月5日	改正
平成14年6月28日	改正
平成14年11月5日	改正
平成15年6月27日	改正
平成22年8月31日	改正
平成24年9月26日	改正
平成25年7月9日	改正
平成29年7月15日	改正
平成29年8月22日	改正
令和7年5月29日	改正、令和7年8月1日から施行